

「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」運営規則

令和 6 年 8 月 2 8 日
総合教育政策局長決定

1. 議事の公開

国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会（以下「本検討会」という。）の議事については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、本検討会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 議事録の公開

- （１） 本検討会の議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- （２） 前項の規定により、議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

3. 会議資料の公開

会議資料については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、本検討会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。

4. 会議の傍聴

- （１） 本検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、地域学習推進課青少年教育室の登録を受けなければならない。
- （２） 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、本検討会の座長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- （３） 登録傍聴人は、本検討会の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。